

内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成20年3月28日

内閣総務官決定

内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下、「政府の実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下、「計画の実施要領」という。）に基づき、内閣官房及び内閣府が自ら実行する具体的な措置を定める実施計画を以下のとおり策定する。

内閣官房及び内閣府は、ともに内閣を助けて内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整を担う機関であり、密接な連携体制のもとに事務及び事業を遂行するため、同一庁舎を利用し、人員・組織面においても一体的に運用してきている。このため、温室効果ガスの排出抑制についても、内閣官房及び内閣府が削減目標を共有し、その実現に向けて一体となって最大限努力するものとする。

内閣官房の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量については、政府の実行計画第4の6(5)中段に該当するものとして整理されていることを踏まえ、採用可能な取組を最大限行うことにより削減可能な排出量を勘案して定める削減率により、また、内閣府の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量については、目標年度である平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均で平成13年度比△16.1%の削減率により、それぞれ算出した結果を合計し、内閣官房及び内閣府の全体としての温室効果ガス排出に係る目標は、目標年度である平成22年度から平成24年度までの排出量の平均を26,599トンに抑制することとする。

(注) 内閣官房固有の目標については、目標年度である平成22年度から平成24年度までの総排出量について、原則、現在の総理大臣官邸・公邸の整備が完了した平成17年度比で8%削減（但し、削減困難な施設は除外し、そのような施設については、削減可能な部分については最大限の削減努力）することを目標としている。

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

- ① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。

- ② 燃料電池自動車について率先導入する。
- ③ 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

公用車で使用する燃料の量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85%以下とすることに向けて努めることとし、このため、公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

- ① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率 100%を維持する。(再掲)
- ② 燃料電池自動車について率先導入する。(再掲)
- ③ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ④ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。
- ⑤ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑥ カーエアコンの設定温度を 1 度アップするよう励行する。
- ⑦ 通勤時や業務時の移動において、徒歩、自転車又は鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進し、公用車利用の抑制・効率化に努める。
- ⑧ 毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
 - ・警備上支障のある場合
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
 - ・業務上支障のある場合
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑨ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑩ 公用車の利用に当たっては、相乗り乗車を積極的に進める。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を極力図る。

(3) 自転車の活用

電動自転車について、使用方法について周知することで利用を促進する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。あわせて、機器等の省エネルギーモードの適用等により、使用面での改善を図る。

ア 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないよう努めることとし、このため、資料の簡素化や電子媒体での提供、両面印刷等を極力図る。

- ① コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ④ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ⑤ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑥ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑦ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ⑧ A4判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。
- ⑨ 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用

紙類については、再生紙の使用を進める。

- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）※1 の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF6）※2 の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

※1 炭化水素の水素を一部フッ素に置き換えた化合物

※2 電気および電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている化学物質で、人工的な温室効果ガス。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関

する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ⑥ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。
- ⑦ エネルギー診断に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- (1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を新たに建築する際には、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進を図り、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ② E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

既存の建築物のうち、総理大臣官邸や迎賓館など、構造上導入が困難な建築物を除き、E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを可能な限り実施し、導入効果の高い建築物については、適切な時期に順次導入することを検討する。

- ③ 複層ガラスや蓄熱槽等の活用により省エネルギーを図る。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19

度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

(6) 新エネルギーの有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用する。
- ② このため、庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。

(7) 水の有効利用

- ① 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ② 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第4の2(8)、計画の実施要領2(8)及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、内閣官房及び内閣府における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎においては、179kwの太陽光発電及び2,309㎡の屋上緑化を整備済であるが、計画期間である平成19年度から平成24年度までに、迎賓機能等の特殊要因を有する施設を除き、太陽光発電及び屋上緑化の導入を検討し、構造上の問題がなく、導入効果の高い庁舎から順次整備していく。

① 太陽光発電の導入スケジュールの目安(単位:kW)

	19~20年度	21~24年度	計
新築の庁舎	—	—	—
既存の庁舎	196	80	276
本府省	189	74	263
地方支分部局	7	6	13
その他の施設	—	—	—
計	196	80	276

② 建物の緑化の整備スケジュールの目安(単位:㎡)

	19~20年度	21~24年度	計
--	---------	---------	---

新築の庁舎	—	—	—
既存の庁舎	295	330	625
本府省	295	—	295
地方支分部局	—	330	330
その他の施設	—	—	—
計	295	330	625

ア 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、設計者の選定に当たり、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者が選定されるよう、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

機器や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

※ 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平

成 24 年度までの期間に平均で概ね 90%以下にすることに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を極力図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。

※ エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。

- ① O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。また、退庁時には O A 機器、家電製品及び照明の電源を必ず切ることを徹底する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。また、沖縄関係部局を中心に「かりゆしウェア」の着用を促進することで、夏のビジネス軽装を PR する。
- ④ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ⑤ 発熱の大きい O A 機器類の配置を工夫する。
- ⑥ 残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減のため、並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後五時以降は、主催会議の中止を進める。
- ⑦ 職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、残業の削減を図る。
- ⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑨ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑩ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、エレベーターについては、利用実態に応じた間引き運転など、効率的な運用を進める。
- ⑪ 給湯器へのエコマイザーの導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑫ 庁舎に、施設規模等に応じて C O 2 冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑬ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑭ 庁舎の使用電力購入に際して、省 C O 2 化の要素を考慮した購入方式を導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
- ③ 必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ⑥ 必要に応じ、食器洗い機を導入する。
- ⑦ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

(2) ごみの分別

- ① 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。
- ④ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑤ シュレッダーゴミについて、平成 20 年度からリサイクル業者を活用する。

(3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で概ね 75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね 60%以下とすることに向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を極力図る。

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。（再掲）
- ④ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）
- ⑤ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）
- ⑥ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。（再掲）
- ⑦ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）
- ⑧ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑨ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑩ 厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

- ⑪ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用を行う。
- ⑫ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- ⑬ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑭ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。
- ⑮ カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。

(4) イベント等の実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

イベント等の主催に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努める。

また、民間団体等が主催するイベントの後援等に当たっても、これらの取組を行うよう主催者に促す。

4 職員に対する情報提供等

- (1) 環境保全に関する標語を内閣官房・内閣府 WEB 共通掲示板に掲載し、職員に環境に配慮した行動を啓発する。
- (2) 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- (3) 課室内で本実施計画に基づく具体的行動について率先して実行する担当者を決め、取組の徹底を目指す。
- (4) 昼休みの一時消灯の周知を図るとともに、節電状況を逐次確認する等、職員の節電意識の徹底を図る。
- (5) 環境をテーマとした職員研修等を実施し、環境問題の現状認識と内閣官房及び内閣府内の取組についての理解を深める。

5 その他

- (1) 計画の推進、評価及び点検を統括する者：内閣総務官、内閣府大臣官房長
- (2) 計画の推進、評価及び点検体制：内閣総務官、内閣府大臣官房長
- (3) 上記点検体制の下で具体的・細目的な作業を実施するワーキンググループ：内閣参事官、内閣府大臣官房各課長、各局・部の総括課長
- (4) 上記点検体制・ワーキンググループの庶務を行う部署：内閣総務官室、内閣府大臣官房企画調整課
- (5) 具体的な取組
 - ① 本計画の策定、推進及び進捗状況の点検については、内閣総務官室、内閣府大

臣官房企画調整課を中心に、関係部局の協力を得てこれを行う。

- ② 対策の徹底を図るため、内閣官房及び内閣府に委員会等を置き、庁舎管理を行う部署が算出した電力・ガス等の使用量の報告や、各部局における節電行動の報告等を行う。
- ③ 内閣参事官、内閣府大臣官房会計課長、同企画調整課長は、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて各部局にハード対策の追加やソフト面での対策の一層の強化を指示し、計画の着実な実施を図る。

【内閣官房・内閣府合計】

内閣官房・内閣府温室効果ガス削減計画

内閣官房・内閣府(本府庁舎+地方)	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22~24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	1,207	1,028	992	1,027	-14.9%
施設のエネルギー使用	t-CO2	10,004	24,594	22,652	25,572	155.6%
電気	t-CO2	8,549	22,513	21,189	23,406	173.8%
(電気使用量)	kwh	22,617,633	55,676,584	55,090,314	61,920,072	173.8%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	—	—	—	—	—
電気以外	t-CO2	1,455	2,080	1,463	2,166	48.9%
その他	t-CO2	0	78	83	0	0.0%
合計	t-CO2	11,211	25,700	23,728	26,599	137.3%

●総理大臣官邸・公邸、内閣衛星情報センター、本府庁舎、4号館、5号館、別館、永田町合同庁舎、立川災害対策室、民間ビル、迎賓館、沖縄総合事務局、日本学術会議、京都迎賓館

○主な削減対策と削減量

◎設備改修等ハード対策

- ・簡易ESCO診断の結果を踏まえた対策の実施 129 トンCO2
- ・太陽光発電の更なる推進 67 トンCO2
- ・廊下等の照明器具への人感センサーの設置 34 トンCO2
- ・冷温水ポンプに可変流量システムを導入
- ・冷蔵庫の計画的交換
- ・外壁ルーバーの採用(冷房負荷の低減)
- ・氷蓄熱の採用
- ・自動調光照明器具の採用

◎運転・管理等ソフト対策

- ・低公害車の導入及び自動車の効率的利用等 144 トンCO2
- ・冷暖房運転時間の見直し 401 トンCO2
- ・エレベーターやOA機器のこまめ対策(主電源のOFF等) 329 トンCO2
- ・照明の間引き、消灯、昼休みの一時消灯 236 トンCO2

【本府省】

内閣官房・内閣府温室効果ガス削減計画

内閣官房・内閣府(本府庁舎)	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	503	455	434	326	-35.2%
施設のエネルギー使用	t-CO2	5,195	18,941	17,903	20,315	291.0%
電気	t-CO2	4,461	17,475	16,657	18,968	325.2%
(電気使用量)	kwh	11,803,879	42,347,467	43,102,362	50,180,361	325.1%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	—	—	—	—	—
電気以外	t-CO2	734	1,466	1,246	1,347	83.5%
その他	t-CO2	0	0	0	0	0.0%
合計	t-CO2	5,698	19,395	18,338	20,642	262.3%

●総理大臣官邸・公邸、内閣衛星情報センター、本府庁舎、4号館、5号館、別館、永田町合同庁舎、立川災害対策室、民間ビル

○主な削減対策と削減量

◎設備改修等ハード対策

- ・簡易ESCO診断の結果を踏まえた対策の実施 129 トンCO2
- ・太陽光発電の更なる推進 67 トンCO2
- ・廊下等の照明器具への人感センサーの設置 34 トンCO2
- ・白熱灯電球の電球型蛍光灯への変更 15 トンCO2
- ・冷温水ポンプに変流量システムを導入
- ・屋上緑化の更なる推進
- ・冷蔵庫の計画的交換

◎運転・管理等ソフト対策

- ・クール・ビズ、ウォーム・ビズの励行により、控えめな設定温度での冷暖房の実施、冷暖房運転時間の短縮
- ・空調運転時間の短縮
- ・循環式水路のポンプ運転時間の見直しと使用水量の削減
- ・昼休みの消灯徹底、廊下等の照明の間引き、消灯
- ・エレベータやOA機器のこまめ対策(パソコンの主電源OFF) 241 トンCO2
- ・飲料用自動販売機の照明消灯 0.2 トンCO2
- ・両面コピー、両面印刷の徹底
- ・使用済用紙の裏面利用、使用済封筒の再利用等の励行

【地方】

迎賓館温室効果ガス削減計画

迎賓館	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	5	0	0	4.6	-8.0%
施設のエネルギー使用	t-CO2	1,171	890	402	1,077	-8.0%
電気	t-CO2	684	616	377	629	-8.0%
(電気使用量)	kwh	1,808,500	1,628,688	997,864	1,663,820	-8.0%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	0.378	0.378	0.378	—	—
電気以外	t-CO2	488	274	25	449	-8.0%
その他	t-CO2	0	0	0	0	0.0%
合計	t-CO2	1,176	890	402	1,082	-8.0%

○主な削減対策と削減量

◎運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房運転時間の見直し 19.4 トンCO2
- ・エレベーターやOA機器のこまめ対策(主電源のOFF等) 2.6 トンCO2
- ・昼休みの一時消灯 0.2 トンCO2
- ・飲料用自動販売機の照明消灯 0.2 トンCO2

○推進体制

- ①対策の実施責任者は迎賓館庶務課長とする。
- ②迎賓館庶務課において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③迎賓館庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、関係課等の対策の指示を行うこととする。

【地方】

沖縄総合事務局温室効果ガス削減計画

沖縄総合事務局	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	695	571	555	631	-9.2%
施設のエネルギー使用	t-CO2	3,416	3,220	3,234	3,102	-9.2%
電気	t-CO2	3260	3,156	3,216	2,961	-9.2%
(電気使用量)	kwh	8,624,283	8,348,025	8,509,034	7,832,028	-9.2%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	0.378	0.378	0.378	—	—
電気以外	t-CO2	156	64	17	142	-9.2%
その他	t-CO2	0	78	83	0	0.0%
合計	t-CO2	4,111	3,869	3,872	3,733	-9.2%

○設備改修等ハード対策

- ・外壁ルーバーの採用(冷房負荷の低減)
- ・自然採光・自然通風の活用
- ・氷蓄熱の採用
- ・自動調光照明器具の採用
- ・自然冷房の採用(ノンフロン化による環境保全)
- ・飲料用自動販売機の照明消灯

○運転・管理等ソフト対策

- ・低公害車の導入及び自動車の効率的利用等 143.8 トンCO2
- ・冷暖房運転時間の見直し 56.0 トンCO2
- ・エレベーターやOA機器のこまめ対策(主電源のOFF等) 28.4 トンCO2
- ・照明の間引き、消灯、昼休みの一時消灯 206.8 トンCO2

○推進体制

- ①対策の実施責任者は沖縄総合事務局総務部総務課長とする。
- ②沖縄総合事務局総務部総務課において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③沖縄総合事務局総務部総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、関係課等に対策の指示等を行うこととする。

【地方】

日本学術会議 温室効果ガス削減計画

日本学術会議	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	4	1	1	3.6	-9.7%
施設のエネルギー使用	t-CO2	222	224	186	200	-9.7%
電気	t-CO2	144	156	132	130	-9.7%
(電気使用量)	kwh	380,971	413,854	350,334	344,017	-9.7%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	0.378	0.378	0.378	—	—
電気以外	t-CO2	78	67	54	70	-9.7%
その他	t-CO2	0	0	0	0	0.0%
合計	t-CO2	226	225	187	204	-9.7%

○主な削減対策と削減量

◎運転・管理等ソフト対策

- ・冷暖房運転時間の見直し 10.9 トンCO2
- ・エレベーターやOA機器のこまめ対策(主電源のOFF等) 7.7 トンCO2
- ・飲料用自動販売機の照明消灯 0.2 トンCO2
- ・昼休みの一時消灯の徹底 3.7 トンCO2

○推進体制

- ①対策の実施責任者は日本学術会議事務局管理課長とする。
- ②日本学術会議事務局管理課において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③日本学術会議事務局管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、関係課等に対策の指示等を行うこととする。

【地方】

京都迎賓館 温室効果ガス削減計画

京都迎賓館	(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(17年度比)
公用車燃料	t-CO2	—	2	2	1.4	-29.0%
施設のエネルギー使用	t-CO2	—	1,320	927	937	-29.0%
電気	t-CO2	—	1,111	805	789	-29.0%
(電気使用量)	kwh	—	2,938,550	2,130,720	2,086,371	-29.0%
(電気の排出係数)	t-CO2/kwh	—	0.378	0.378	—	—
電気以外	t-CO2	—	209	121	148	-29.0%
その他	t-CO2	—	0	0	0	0.0%
合計	t-CO2	—	1,321	929	938	-29.0%

○主な削減対策と削減量

◎運転・管理等ソフト対策

・冷暖房運転時間の見直し	310.8 トンCO2
・エレベーターやOA機器のこまめ対策(パソコンの主電源OFF)	49.0 トンCO2
・池管理の見直し	24.4 トンCO2
・飲料用自動販売機の照明消灯	0.2 トンCO2
・昼休みの一時消灯の徹底	0.2 トンCO2
・デマンド監視システム(FMS)の運用	

○推進体制

- ①対策の実施責任者は迎賓館京都事務所庶務課長とする。
- ②迎賓館京都事務所庶務課において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、対策を図ることとする。
- ③迎賓館京都事務所庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、関係課等に対策の指示等を行うこととする。